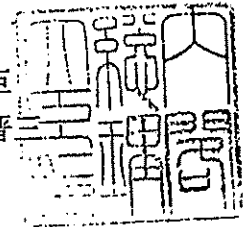




府益担第5672号  
平成25年8月1日

一般社団法人火薬学会  
代表者 新井 充 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋



公益目的財産額の確定について（通知）

平成25年3月31日を算定日とする貴法人の公益目的財産額については、誤りがないと認められますので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。以下「整備法施行規則」という。）第33条第3項に基づき、下記の額を貴法人の公益目的財産額とする旨、通知します。

また、貴法人の公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度の末日（整備法施行規則第25条第10号。以下「完了予定年月日」という。）は下記のとおりである旨、併せて通知します。

記

公益目的財産額：4,909,600円

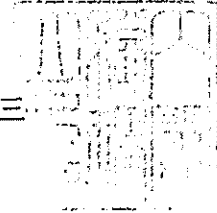
完了予定年月日：平成26年3月31日



府 益 担 第 3 5 7 号  
平成 2 7 年 3 月 1 0 日

一般社団法人火薬学会  
代表者 新井 充 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



公益目的支出計画の実施完了の確認書

貴法人から平成26年6月30日付けでされた、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第124条の規定に基づく公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求について、公益目的支出計画の実施が下記の日完了したことを確認します。

記

公益目的支出計画の実施が完了した日 平成26年3月31日